

川崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号。以下「法」という。)の施行については、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令(平成14年政令第389号)及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則(平成14年経済産業省・環境省令第7号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(引取業の廃業等の届出)

第2条 法第48条第1項の規定による届出は、引取業廃業等届出書(第1号様式)により行うものとする。

(フロン類回収業の廃業等の届出)

第3条 法第59条において準用する法第48条第1項の規定による届出は、フロン類回収業廃業等届出書(第2号様式)により行うものとする。

(解体業の廃業等の届出)

第4条 法第64条の規定による届出は、解体業廃業等届出書(第3号様式)により行うものとする。

(破砕業の廃業等の届出)

第5条 法第72条において準用する法第64条の規定による届出は、破砕業廃業等届出書(第4号様式)により行うものとする。

(解体業及び破砕業の許可証の書換え)

第6条 市長は、法第63条第1項及び法第71条第1項の規定による届出により許可証の書換えを必要とするときは、許可証を書き換えて交付するものとする。

(解体業及び破砕業の許可証の再交付)

第7条 法第60条第1項の規定により解体業の許可を受けた者若しくは法第67条第1項の規定により破砕業の許可を受けた者又は法第70条第1項の規定により破砕業の事業の範囲の変更の許可を受けた者が、交付された許可証を亡失し、損傷し、又は汚損したときは、市長に許可証再交付申請書(第5号様式)を提出し、許可証の再交付を受けることができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、環境局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年7月1日から施行する。ただし、第2条、第3条、第1号様式及び第2号様式の規定は、平成17年1月1日から施行する。

附 則(平成16年12月22日規則第105号)

この規則は、平成17年1月1日から施行する。

第1号様式

引取業廃業等届出書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

届出者
郵便番号
住 所

氏 名 印

電話番号
FAX番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------|--|-----|
| 廃業等をした者 | 住 所 | |
| | 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | |
| 登 録 番 号 | 第 | 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 廃業等の年月日 | 年 | 月 日 |
| 廃業等の理由 | <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定 <input type="checkbox"/> 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散 | |
| 廃業等をした者との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 清算人 | |

第2号様式

フロン類回収業廃業等届出書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

届出者
郵便番号
住 所

氏 名 印

電話番号
FAX番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第59条において準用する同法第48条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------|--|-----|
| 廃業等をした者 | 住 所 | |
| | 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | |
| 登 録 番 号 | 第 | 号 |
| 登 録 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 廃業等の年月日 | 年 | 月 日 |
| 廃業等の理由 | <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定 <input type="checkbox"/> 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散 | |
| 廃業等をした者との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 清算人 | |

第3号様式

解体業廃業等届出書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

届出者
郵便番号
住 所

氏 名 印

電話番号
FAX番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------|--|-----|
| 廃業等をした者 | 住 所 | |
| | 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | |
| 許 可 番 号 | 第 | 号 |
| 許 可 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 廃業等の年月日 | 年 | 月 日 |
| 廃業等の理由 | <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定 <input type="checkbox"/> 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散 | |
| 廃業等をした者との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 清算人 | |

第4号様式

破産業廃業等届出書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

届出者
郵便番号
住 所

氏 名 印

電話番号
FAX番号

使用済自動車の再資源化等に関する法律第72条において準用する同法第64条の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | |
|-------------|--|-----|
| 廃業等をした者 | 住 所 | |
| | 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) | |
| 許 可 番 号 | 第 | 号 |
| 許 可 年 月 日 | 年 | 月 日 |
| 廃業等の年月日 | 年 | 月 日 |
| 廃業等の理由 | <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 合併 <input type="checkbox"/> 破産手続開始の決定 <input type="checkbox"/> 合併又は破産手続開始の決定以外の理由による解散 | |
| 廃業等をした者との関係 | <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 相続人 <input type="checkbox"/> 役員 <input type="checkbox"/> 破産管財人 <input type="checkbox"/> 清算人 | |

第5号様式

許可証再交付申請書

年 月 日

(あて先)川 崎 市 長

申請者
郵便番号
住 所

氏 名 印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号
FAX番号

川崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則第7条の規定により、許可証の再交付を申請します。

| | |
|---------------|---|
| 許可の種類 | <input type="checkbox"/> 解体業 <input type="checkbox"/> 破碎業 |
| 許可番号 | 第 号 |
| 許可年月日 | 年 月 日 |
| 申請の理由 | <input type="checkbox"/> 亡失 <input type="checkbox"/> 損傷 <input type="checkbox"/> 汚損 |
| 亡失、損傷又は汚損の年月日 | 年 月 日 |